平成２２年（フ）第１７５号
富山県砺波市高道177番地　市営住宅高道団地１号棟121号室
債務者　石田　あい
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２７号
長崎県壱岐市芦辺町芦辺浦15番地、旧住所長崎県壱岐市勝本町百合畑触507番地４
債務者　鬼塚　昌浩
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第５９４号
盛岡市館向町２番26号　コーポカワムラ202号
債務者　堀籠　勝幸
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６６５号
愛知県あま市新居屋西大池４番地　勅使川原産業株式会社内、住民票上の住所岩手県紫波郡紫波町二日町字北七久保130番地60
債務者　桐明　　守
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６７０号
盛岡市厨川２丁目20番６―403号
債務者　菊月真奈美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７７０号
仙台市若林区種次字竹野花６番地の２
債務者　大友麻奈美
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４６号
仙台市泉区南光台南２丁目16番12号　サザンヒルフラッツＢ棟202
債務者　遠藤　淳子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４７号
仙台市宮城野区原町５丁目11番７号
債務者　佐々木幸二
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３１号
仙台市青葉区八幡６丁目８番１―309号、住民票上の住所仙台市青葉区折立１丁目12番25号　レオパレスエトワール折立Ⅱ―207
債務者　千葉　裕介
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４４号
宮城県黒川郡富谷町あけの平３丁目14番地17
債務者　相澤　和枝
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７９号
仙台市宮城野区萩野町３丁目８番地の19　京急プラザ1116
債務者　沼澤　朝美
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９１号
宮城県多賀城市城南２丁目11番22号　イストワールＢ202
債務者　佐藤　　健
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５６号
宮城県気仙沼市中みなと町42番10号　小野寺アパート５号、住民票上の住所宮城県気仙沼市古町２丁目１番６号
債務者　小松　賢治
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第５７号
宮城県気仙沼市古町２丁目１番６号
債務者　小松まゆみ
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第５３３号
秋田市四ツ小屋字城下当場13番地９
債務者　安田　善輝
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５号
秋田県北秋田市綴子字佐戸岱126番地４
債務者　宮野　梅子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
秋田地方裁判所大館支部